

## 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会（第1回）議事録

出席委員：秋鹿委員、梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、原委員、藤野委員、野城委員、  
山地委員（五十音順）

1. 日 時 令和4年7月15日（金）13:00～14:45

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和4年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の会議につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また本検討会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長補佐の田中よりご挨拶申し上げます。

田中補佐：環境省大臣官房環境経済課の田中でございます。本日課長の波戸本が所用のため、私からご挨拶させていただきます。本日は、委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第1回目の環境配慮契約法基本方針検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言が行われて以降、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画の改定が示されまして、今年度は、温暖化対策を経済成長につなげるクリーンエネルギー戦略におきまして、成長が期待される産業ごとの具体的な道筋、クリーンエネルギー中心の経済、社会、産業構造の転換等に向けた政策対応等について、中間整理がされたところでございます。まさにカーボンニュートラルに向けた取組というものを確実に進めていこうとしているところでございます。環境配慮契約法は、みなさまご存じかと思えますけれども、国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進を図ることなどを目的といたしまして、平成19年に制定されたところでございます。以来、委員のみなさまからご意見をいただきながら、基本方針の策定、新たな契約類型の追加など、時々々の状況に合わせて、制度の充実、そして運用の強化を図って参ったところでございます。2030年の削減目標、そして2050年カーボンニュートラルに向けまして、国等の率先行動がこれまで以上に求められております。このような中、電力の二酸化炭素排出係数の低減でありますとか、再エネ電力の最大限導入、そして建築物の省エネ化などを含め、本法の重要性というものがさらに増しているというところでございます。関係計画等とも連携をして、しっかりと取組を進

めていかなければと考えているところでございます。こうした観点を踏まえて、今回の本検討会では、今年度の方向性について、ご議論をお願いしたいと考えているところでございます。検討会につきましては、本日を含めまして合計3回の開催を予定しているところでございます。会議における検討結果を踏まえまして、基本方針等の見直しを進めて参りますので、委員のみなさまにおかれましては、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(Web 会議システムについて説明：省略)

事務局：(委員紹介、座長選任：省略)

事務局：以降の議事進行を梅田座長をお願いいたします。

梅田座長：みなさん、選任いただきまして、誠にありがとうございます。僭越ながら、昨年度に引き続き座長を務めさせていただきたいと思っております。私自身は大変力不足ですが、委員の先生は各分野のご専門の方がそろっておりますので、安心して議事の進行をさせていただきたいと思っております。それでは、本日の議論をはじめたいと思っております。議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、検討会の資料の確認をお願いいたします。

#### ◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、15時までの2時間を予定しております。

#### ◇配布資料の確認

事務局：資料につきましては昨日に事前送付をさせていただいております。お送りしました議事次第に、本日の資料一覧が記載してあります。

#### 配 布 資 料

- 資料1 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料2 令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等(案)
- 資料3 令和4年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案)
- 参考資料1 環境配慮契約に関する提案募集について
- 参考資料2 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

### 3. 議 事

#### (1) 令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について

梅田座長：それでは議事に入らせていただきます。本日は、議事次第にあるとおり、最初と  
いうことですので、「令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課

題等について」「検討スケジュールについて」の2点について、議論していただく予定です。まず「令和4年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について」、資料2を事務局よりご説明いただき、その後、委員のみなさまのご質問、ご意見等を伺うこととします。それでは、資料の説明をよろしくお願いします。

環境省：(資料2、参考資料1説明：省略)

梅田座長：長時間に渡り、御説明ありがとうございました。以上が、資料2および参考資料1のご説明でした。資料2は今年度の環境配慮契約法の検討方針、課題等になります。ただいまのご説明について、各契約類型のご担当の委員から補足のご意見をいただきまして、その後、委員のみなさまからのご意見、ご質問をいただきたいと思っております。説明いただいた資料の順番に沿って議論を進めたいと考えております。資料2については、今年度検討を行う契約類型としては、電気の供給を受ける契約、建築物に係る契約、産業廃棄物の処理に係る契約の3つが示されています。昨年度の第3回の基本方針検討会において、電力専門委員会および建築物専門委員会の本年度の継続設置についてご了承いただきましたので、すでに6月に両専門委員会の1回目が開催されております。まず、電気の供給を受ける契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。最初に電力専門委員会座長の山地委員、いかがでしょうか。

山地委員：ありがとうございます。事務局から丁寧に説明していただいておりますので、あまり付け加えることはないのですが、いくつかハイライト的に申し上げます。まずひとつは、裾切り方式をとっているのですが、昨年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定されて、2030年の電源構成が前の5次の計画からさらに低炭素の方に動いている。2030年のkWhあたりのCO<sub>2</sub>の発生量が370gから250gまで下がっていますので、それに対応した調整をする必要があるということで、先月の第1回目の電力専門委員会でも議論がありまして、引き上げられた目標に向けて、裾切り値、あるいは配点を調整していくということで、特に異論はなく、今日ご説明がありましたイメージで進めていくということでございます。それから、未実施機関の公表を始めておりますけれども、そのデータも電力専門委員会で説明があって、独法が特に問題なのですが、公表したことによって、今後環境配慮契約をしていくという方向性でいろいろな機関が動いていることが、今日の資料の説明でも確認されたのではないかと考えております。いちばん議論になりましたのは、再エネ電力の最大限の導入に向けてのところでございます。政府実行計画の中で2030年に再エネ電力比率を60%以上にするという目標が記されており、それに対する対応ということで、もちろん昨年来から議論をしていたわけですが、大きなところは再エネ電気の定義で、FITの対象のもの外に3万kW以上の水力を含めるかどうかに関して、昨年からそうなのですが、少し委員の間で意見が分かれて、ほとんどの委員は、条件付きということも含めて3万kW以上の水力も含めて、60%以上

のところを狙っていく方向のご意見が多いのですが、一部、私の理解では1人ですけれども、やはり3万kW以上の大型水力を含めるのはちょっと問題だという意見を言われておりました。これについては、今年あと2回電力専門委員会を開きますので、そこで調整していきたいと考えております。それ以外については、継続検討になっている沖縄電力供給区域の問題、あるいは総合評価の導入ということがありますけれども、ここは現実を踏まえて検討を進めていくということで、専門委員会の了解も得られていると私は考えております。つまり、再エネ電力比率60%以上を目指すという中で、大型水力の扱いをどうするかということに関して、今年度これに関しては決着をつけなければいけないと思っておりますが、まだ委員の中で完全な合意は得られていないという状況でございます。私からは以上です。

梅田座長：山地委員、ありがとうございました。裾切りは、上げる話にしる、下げる話にしる、非常に難しい課題があると思います。大変ありがとうございました。それでは、みなさんからの質疑に入りたいと思います。まず藤野委員、お願いします。

藤野委員：電力専門委員会に参加していますので、付け加えます。10、11ページの各省庁別の状況の資料を付けていただいて、ありがとうございました。最初、環境省がなぜこんなに比率が低いのかなと思ったのですが、予定電力使用量だとそこまで悪くはない。国立公園などをいっぱい持っているのも、その辺が難しいのかなと思いました。理由がわかるとちょっとほっとしますけれども、やはり気になるのは絶対量の方で、予定使用電力量の何%ができていないということもあるのですが、絶対量的にどれだけできていないかが大きな影響を与えますので、そういうことも意識して、全体のボリュームとして下げていくという意識を持った資料作りを環境省にはぜひお願いしたいと思います。丁寧にやっていただくのはいいのですが、2030年はあつという間に来ますので、しきい値も達成できないまま終わってしまつては意味がないので、その辺は当然電力専門委員会の委員が気をつけないといけないのですが、親委員会の先生方から厳しいご指摘をいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。今の件について、事務局から何かありますか。

環境省：ご指摘ありがとうございました。おっしゃるとおり、我々もスピード感を持って取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。電気は特に、先ほど山地先生からご説明いただいたとおり、大型水力の定義について、少し意見が割れているところもございますけれども、今年度には見直しを行えるように、我々としても委員のみなさまにご納得いただけるような改定案をお示ししたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

梅田座長：ありがとうございます。スピード感をもって、なおかつ結果として効果が出るようなかたちの政策をいただければと思います。それはけっこう大事な話だと思います。他はいかがでしょうか。すみません。私からひとつよろしいでしょうか。5ページ

で、0.250 を目指した線と 0.370 を目指した線があって、その間くらいで線を引くという話がありましたけれども、実際にはどういう考え方で、どういうふうに議論を進めていく方針なのでしょう。

環境省：まだ素案は検討の段階ではございますけれども、資料の 4 ページでお示しをしている、今の排出係数の分布がございます。これの平均値、それが全国平均値なのか、中央値なのか、単純平均値なのか、どこを使うかというのはあると思うのですが、とりあえずこのピークの部分を 0.250 に持っていけるように、しきい値というものをどんどん左側に寄せていくという考えでおります。そのしきい値を設定する際に、この分布の何%程度で足切りを行うのか、そういったところで、まだ具体的な数字をどうするかというのは今後の検討ですけれども、直近の分布等を踏まえながら、分布が最終的には 0.250 という目標を達成できるような、将来的なしきい値の設定をお示ししたいと考えているところでございます。

山地委員：5 ページだけを見ていると、そういう議論になりそうな印象かもしれませんが、実際に使うのは、しきい値引き下げというのは、その値から下のものは、6 ページにあるように、配点を 0 にするということなんですね。それより高ければ得点を変えていくということですので、しきい値だけで決めるということではなくて、6 ページの表が重要でございまして、そこを合わせてお考えいただければと思います。

梅田座長：ありがとうございます。しきい値は 0.69 であっても、契約するためには 0.525 未満でなければいけない、そういうふうに読めばよいでしょうか。

山地委員：そういうふうにご理解いただければと思います。

梅田座長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

秋鹿委員：電力専門委員会の先生方、大変努力していい案を作っていただいて、進化していると思って感心しております。経産省の新しいエネルギー政策の数値に合わせるようなかたちでこの基準の目標値を作って、非常に野心的だと思います。これに準じて頑張ってもらいたいと思っているのですが、若干心配しているのは、これは実行可能か、と言うとおかしいのですが、グリーン化をするためにはやはりコストがだんだんかかってくる。それは電力供給業者の責任かもしれませんが、国民がどう応えていくかということに対して、国がどんな政策を持つのか。例えば、補助金の件であるとか、あるいはカーボンプライシングであるとか、その辺の見通し、ゼロエミッションにだんだんしていくという数字を並べていくのはいいのですが、実行可能かどうかという政策の面での感触、環境省としてとか、あるいは電力委員のみなさま、どういうふうを考えているのかということをお聞きしたいのですが、すみません。ちょっと余計な質問ですが。

梅田座長：重要なご指摘だと思います。どなたか。

環境省：環境配慮契約法の担当として、なかなか答えづらいところではございます。環境省としては、かなり野心的な目標ではありますけれども、その実現に向けて、あら

ゆる手を尽くしながら、進めていくことが必要だと考えているところでございます。環境配慮契約法は国の取組というところでございますけれども、国等が率先して、こういった環境配慮の契約を実施していく、再生可能エネルギーの契約を実施していくということで、電気事業者の方にも再生可能エネルギーへの移行を進めていただくということで、ひとつの手法として考えているところでございます。実現可能性とかそういったものについては、発言することが難しいところではございますけれども、目標の達成に向けて、できるところは当然行っていく。再生可能エネルギーにはある程度コストがかかるというのは我々も承知はしているところでございます。そういった必要なコストについては、我々の国等が行う契約については、適切に見込んだ上での契約を実施していくというところで進めていければと考えているところでございます。すみません。あまり答えになっていないかもしれませんが、申し訳ございません。以上でございます。

秋鹿委員：どうもありがとうございます。

梅田座長：ありがとうございます。山地委員、何か補足ありますか。

山地委員：特に付け加えることはないのですが、やはり政府機関が率先して目標達成をリードしていくというのがこの環境配慮契約法の趣旨だと思いますので、それを踏まえて、先ほどの排出係数にしても、あるいは再エネ電源の比率にしても、数値目標を掲げて誘導していくということが大事だと思っています。秋鹿先生の専門分野から言うと、2030年ではまだ水素、アンモニアは、エネルギーでも電源でも1%なのですが、より長期的には、再生可能エネルギーと原子力というゼロエミッション電源以外のものも対応していくべきだと考えておりますけれども、今の段階ではまだ具体的にそれに対する取組を示す必要はないのではないかと考えております。

秋鹿委員：同感でございます。

梅田座長：その他いかがでしょうか。それでは、2番目の検討方針として示されました建築物に係る契約について、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。最初に野城委員のご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

野城委員：ご説明いただいたとおりなのですが、この環境配慮契約法が出来上がったのが14、5年前でしょうか。その際に、当初挙がっていたESCOと環境プロポーザル設計を入れるというところから始まりまして、増築を重ねてきたのですが、ご説明いただいた整理というのは、もう少しライフサイクルベースで見たいこうと。つまり新築だけでなく、建物を維持管理し、必要に応じて改修をしていくということが一連とつながっていくようなかたちで、環境配慮契約法にある様々なメニューがつながっていくようにしようということが、今日ご説明いただいた改定案と検討事項の中の問題意識としては、専門委員会としてみなさん共通に持っていらっしゃるようです。もうひとつ背景がございます。社会全体でもそうなのですが、官庁系の建物の新築ががくっと減っておりまして、ある意味では、新築する官庁建物をZEBあ

るいは ZEB もどきにするというのは、ショーケース的な効果はあるけれども、量的な規模はほとんどない、極めて限定的だと言っていると思います。民間ベースでも、今日本には 90 億㎡の既存建築がありますけれども、新築は 1 億㎡足らずですので、1 億㎡くらいのところでは ZEB と言っているけれども、90 億㎡のところは手つかずだとすると、グリーンハウスガスを減らすという観点からするとバランスを欠いているということでございます。そういう意味では、非常に重要なことは私に思っておりますのは、ストックも含めて、その建築物が出しているグリーンハウスガスの量を把握していただく、自覚していただく指標を作ること。それと維持管理についても、大規模な建物と地方の出先機関で総務課長が営繕管理をすべてやっているところと同じような管理レベルは求められなくて、今まではそうした出先の小さな官舎については仕方がないから適用対象外ということで放っておかれたのですが、そういったところも、少なくともグリーンハウスガスをどれだけ出しているかということの指標の測定の対象にするとともに、国交省の方で管理のレベルについて 4 レベルを分けていらっしゃると思いますので、少なくともレベルに合わせたかたちで維持管理がされ、その維持管理の中にグリーンハウスガスの排出抑制ということが入っていくと。そういったようなことをやっていくことが大事ではないか。そうすると冒頭の説明にありましたような、新築段階での環境プロポーザル比率が 60% を超えられずにとずっと横ばいになっているという問題の解決にもなっていくと思いますし、一方では、ESCO というものがかなり、人によって ESCO の定義が違いますけれども、もしハードの工事をするということになると、かなり限定された範囲になってしまっておりますが、ハードウェアの改修と運用改善するためのソフトウェアのインストールを含めたような、幅の広い既存建物に対する対策の促進にもなっていくだろう。そういったような視野で検討しているところです。ただし、年末にはひととおりとまとめるのですが、検討項目が多く、かつ時間をかけていられないところもございますので、今申し上げた包括的な目を見ながら、まずは来年度の改定に載るような事項は何かという優先度も合意を形成して、それを今年のアウトプットとして出していくというような考えで検討を進めているところでございます。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。非常に革新的というか、ライフサイクル指向への転換でありますとか、ESCO 以外の改修も扱うでありますとか、指標を入れて管理の方法を考える。非常に新しいことがいろいろ入っていて、期待される場所だと思っております。それでは、委員のみなさまから、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

原委員：建築物の専門委員会に参加させていただいておりましたので、発言をさせていただきます。建築の関係では専門家ではないので、議論の中で感じたことですか、私なりに重要だと思ったことを申し上げたいと思っております。ひとつは、特に維持管理の場合に単年度契約であることによる限界、また当然に小規模なところがなかなか

かそういうことができないというようなことで、ここで複数年契約の重要性ですとか、一括発注のバルク方式の検討というようなことを明確に打ち出すということが重要なのではないかというふうに思いました。それから、ESCO 事業というのは、そういうことをやって利益で回収ができるということが法律では定義されていますので、なかなか難しいという面があって、そこでやはり ESCO 事業以外の回収だとかというようなことを明確に位置付けて、それを推奨していくということも重要だと思います。どういったかたちでやっていくのか具体的なメニューは検討が必要かと思えますけれども、その点は重要だと思います。私からは以上です。

野城委員：原先生、ありがとうございました。単年度契約で、1 シーズンで癖がわかっただら、契約解除ということになるのは不合理だということでもございましたし、自治体単位で公立学校 10 校ですとか、税務署 10 署あたりを専門家がバルクで見ていくということで、大変大事な点でした。先生に補っていただきました。ありがとうございました。

梅田座長：ありがとうございます。そのあたりの複数年契約やバルクでというのは、ぜひ早期に実現していただきたいところでもあります。他はいかがでしょうか。小さいところですが、24 ページ「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」と書かれていますが、これは既築も含めてということですよ。新築のうちの 50%ですか。

環境省：既築も含めて、でございます。

梅田座長：そうですね。そうすると、改修で太陽光を役所の上に乗せていくということも並行して進められるということによろしいですか。

環境省：おっしゃるとおりでございます。

梅田座長：それもプロポーザルの話の中に入るのですか。

環境省：それもケースバイケースかと思えます。普通に各官署の方で整備として太陽光発電設備を設置する場合には、設計にあたってプロポーザルもひとつの手法かと考えられます。それ以外にも、PPA 等の事業者によって太陽光発電設備を敷地に設置するといったやり方もあるかと思えますので、そういった場合はプロポーザル方式以外の契約手法になるかと思えます。そういった手法については、何か制限されているわけではございませんので、様々な手法を用いながら、最終的に 50%以上を目指すと考えております。

梅田座長：わかりました。それに対して、契約類型全体としては補修する方向にあるという理解でよろしいですか。

環境省：はい。

梅田座長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

秋鹿委員：私も専門外なのですが、28 ページに、維持管理の運用、「管理レベルを設定し、データ計測・分析等を推奨」というのは、大変重要なことだと思って見ておりました。



た。この中で、専門家の活用というのがあるのですが、これは非常に重要だと思うのですが、私、一度 LCA 学会で講演したことがあるのですが、日本の LCA 学会は 200 人もいないんですよね。分野が、LCA 学会がどこまでカバーしているかわかりませんが、建築関係の LCA に関係している専門家集団と言いますか、学会と言いますか、どのくらいいるのでしょうか。この辺をしっかりとやっていただかないと、なかなかキャンペーンも進まないし、民間の理解も得られないのではないかと、どの分野でも日本は遅れていた気がしたものですから、ちょっと気がついたので質問させていただきます。

野城委員：ありがとうございます。非常に重要な点であり、かつボトルネックだと思います。学会でいきますと、日本建築学会や空気衛生調和学会といったところに、そういった人材がおります。ただ、その学会の人たちも、最近は大いに意気が上がってきておりますけれども、実務者として見た場合は、新築の方で多くを取られていて、例えばエネルギーの使用データを見た時に、お医者さんが血圧を見たらどういう病気があるか推測できるような、経験値を豊富に持った方がどれだけいるかと言いますと、急速に増えつつありますけれども、まだ十分な数いるとは思えないところもございます。ですから、にわとりと卵になってしまうのですが、こういった環境配慮契約法等がデータ解析をすることの支援、あるいはサービスの購入をすることを直接、間接に行うことによって、母集団としてはそういうことができる資質を持った技術者はいますけれども、データを読んで解析する経験をした経験値がまだ発展途上だということを経入れするきっかけにはなるだろうと思います。そういう非常にファジーな状態でございます。

秋鹿委員：どうもありがとうございます。

梅田座長：一応補足しておきますけれども、私、日本 LCA 学会の理事をやっておりますけれども、正会員 370 人で、秋鹿先生がおっしゃるより倍くらいはいるかなと。この人間はかなり強力な人たちがいるのですが、たぶん裾野がまだ広がっていないとか、一時 LCA ブームで企業にかなり広がったのですが、今ちょっとシュリンクしたところで、今またカーボンフットプリントのあたりの話で非常に広がり始めているところなので、ここ数年が勝負なのではないかなと思います。野城委員がおっしゃるように、これから期待されるというところだと思います。

秋鹿委員：情報をありがとうございます。

梅田座長：重要なお指摘ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。それでは、建築物についてはこのくらいにして、3 番目の検討方針として示された産業廃棄物の処理に係る契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。最初に田中委員のご意見をいただきたいと思います。田中委員、よろしくお願ひします。

田中委員：39 ページを見ていただきたいと思いますが、昨年できた法律ですが、今年の 4 月 1 日に施行されております、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する

る法律で、ここでは産業廃棄物のことを言っていますが、一般廃棄物は市町村が処理をしているわけですが、そちらの方がプラスチックを分別回収して、リサイクルするということを求められています。交付金、いわゆる補助金を得るための要件として、分別回収してプラスチックをリサイクルする、資源化する。でないと、国の交付金がもらえない。したがって、義務化するのと同じようになっています。ここで言っているのは、産業廃棄物の環境配慮契約法ですので、産業廃棄物の処理をする業者と、国の機関が廃棄物を出す排出者としてやるべきことをここでは言っているわけですね。それを、産業廃棄物処理事業者にもお手伝いをさせるということも入っているかもしれないという気はしますが、排出事業者としてということであれば、これはあくまでそれぞれの省庁、国の機関が排出しないように発生抑制をする。出てきたものは、できるだけリサイクルすることが求められている。今までは、産業廃棄物の処理業者を選ぶ場合に、プラスチックを分けるとかリサイクルをするということは要件にはまったく考慮されていなかったのが、これがもし入るとすれば、どういうことになるのかなと思いますと、例えばプラスチックをリサイクルする業者は有利になるけれども、焼却してエネルギーを回収して発電するのだけれども、そのエネルギー回収がどう評価されるのかというところが非常に気になるところです。一般廃棄物はほとんど燃焼して、発電をして、電力を社会に還元しています。プラスチックが減ると発電効率が悪くなる、売電収入も減る。経済的なマイナス面があるので、この辺が非常にセンシティブなところです。39 ページには、すでに「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」を3月に作成されているということですので、それを見させていただきたいと思います。産廃処理業者の処理が、物質回収、マテリアルリカバリーの方が重要視されて、CO<sub>2</sub>を排出することになる焼却が採用されないということになれば大きな問題だなと思っています。私はどちらかと言うと、バイオ系の廃棄物と非バイオのプラスチックが混ざっているわけですが、そうすると結果的にはトンあたりのCO<sub>2</sub>排出量は少なめに出るので、発電を大に行うべきだと思っています。安全な処理でもあるし、焼却してプラスチックなどの破片がなくなれば、海洋流入が減るので、海洋汚染の問題が解決するということがありますし、それから燃焼の仕方が、電力の逼迫するところに重点を置いた運転をすれば、電力の危機の緩和、解決に貢献できるのではないかと思います。2 点目ですが、先週の新聞の記事によれば、原子力と天然ガスは環境配慮認定ということをして EU は行っています。天然ガスは化石燃料なのだけれども、それを環境配慮とするということで、中身は「天然ガスはCO<sub>2</sub>を出すけど、比較的少ない」ということですが、そうであれば、廃棄物発電はそれ以上にメリットがあると思います。安全な処理とエネルギー供給も出来る。CO<sub>2</sub>は出すけれども、天然ガスが許されるのであれば、廃棄物発電はもっといいだろうと思います。今、証

書とか、いろいろな手立てで、非化石燃料の電力はいいものだという制度もありますけれども、それではなかなか今の流れでは、プラスチック資源循環法から、どちらかというと焼却、埋め立てはできるだけしないようにというメッセージが出されていますので、もし出して焼却する場合には、CCU というカーボンキャプチャーまで入れてやると、発電した電力が全部そちらの方に使われてしまって、せっかく回収したものが使えないと。それからコストも非常に高くなるということで、廃棄物発電は環境配慮、サステナブルだというような認証をどこかでしてもらいたいというように思います。以上です。ちょっと余分なことも言いましたけれども、思ったことを発言させていただきました。

梅田座長：田中委員、ありがとうございます。それでは、産業廃棄物の処理に係る契約について、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

事務局：今の田中委員のご発言に対してですけれども、プラスチック新法では、プライオリティとしてももちろん発生抑制というのがいちばん最初にあって、次に再資源化、いわゆるリサイクル。リサイクルできないものについては熱回収するということが設定されております。そのため熱回収も有効に活用することが位置づけられており、リサイクルできないものは焼却して熱回収を行うという順番となる。そこで再資源化等の「等」が付いているということになっております。できることは最後までちゃんとやって、先生がおっしゃったように、焼却して熱回収をすることによって、海洋プラスチック対策にも資することになりますので、そういったかたちで進めていくと。現在環境配慮契約法上では、排出事業者として、国や独立行政法人等はプラスチックについて特段の規定がないので、そこについて、国や独立行政法人等がやっていくべき取組、措置等を含めて、基本方針の解説資料に記載させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

梅田座長：補足ありがとうございます。田中委員、何かありますか。

田中委員：質問させていただきますけれども、今の話は、廃棄物を排出する側に何をやるかということを取りまとめるということで、契約する相手の産廃処理業者への注文ではなく、産業廃棄物排出業者である国の機関に対する注文か。

事務局：はい。出す側でこういうかたちでやるということ。あるいは、プラスチック使用製品の、今、産業廃棄物等になっていますけれども、先生がおっしゃったように、分別した時点で産業廃棄物等ではなくなる整理になっていますので、そういうかたちで国等も出して、分別したものを処理業者に出すというかたちで取組を進めていただくように進めたいと思っております。

田中委員：リサイクルという言葉が非常にいいことだと一般の国民も思っているところがあって、電力供給の話も聞きながら同じように思ったのですが、再生可能なエネルギーということが進められているのですが、それと同じように、廃棄物分野ではリサイクルを進めている。その場合に、やれないという時に、コストがかかるという

ところが説明の中には入ってなかった。コストが高いから、どの程度まで上がったらやれないのか、というような分析が必要ではないかと思うんですよね。廃棄物の場合も、汚れたプラスチックを洗って、種類別に分けて、破碎して、加工してというのに莫大なエネルギーやコストがかかるので、それはできないと思うか、技術的にはできるからやれと言うのか、というところが、やれる、やれないというところで曖昧ですよ。ですから、プラスチックのリサイクルも、通常自分のところの自治体に焼却するところがあっても、焼却しないで、わざわざリサイクルをやらざるを得ない。そうすると、コストが2倍、3倍までなっても、やっているところがある。結果的に言えば、エネルギーをいっぱい使ってやっているのですが、コストがかかっているのを、合理的な選択がされていないように思うんですよね。ドイツでは、リサイクル70%以上というのを出した時に裁判になって、何が合理的な判断で、どういうふうに70%を決めたのか、という裁判事例もあるのですが、経済的な選択と環境にいいはずだというイメージだけで選択させられているところがあるので、そこを合理的な選択と言うと、コストと環境負荷とを含めて合理的な判断ができるような手法なり、説明が必要ではないかと思えますけれども。

梅田座長：田中委員、ありがとうございます。合理的な判断の話はおっしゃるとおりだと思うのですが、判断の考え方が時代とともに進化しているとか変わっているところがあるのではないかなとは思っています。プラスチックを燃やすと化石燃料の燃焼という扱いになってしまうので、そのところは天然ガスよりは不利になります。プラスチック新法は分別するということから始まるので、普通の廃棄物とプラスチックを混ぜて処理しましょうという方向性はけっこう厳しいかなという感じはします。

田中委員：一般廃棄物の場合は、家庭の中でいろいろなものに使われているものが自然に混ざっているんで、混ぜてということではなくて、自然に混ざったものが出てくる。産業廃棄物は、どちらかと言うと同じものを大量に使って、分別がしやすい、保管も分けてされている。そういうものは、分別してリサイクルしやすいと思います。

梅田座長：そうすると、この辺のエリアの話は産業産廃物の処理ということになると、もう少しうまくできるかもしれないですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。これは、これから具体的な検討を始められるということですので、進めていただければというふうに思います。それでは、これで廃棄物の話はよろしいでしょうか。資料2に示された契約類型以外の契約類型、その他全般に渡るような課題などがございましたら、ご意見、ご質問をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

大聖委員：電力のところでご説明がありましたけれども、山地先生がご指摘されたように、2030年度の排出係数は0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhということで、これは第6次エネ

ルギー基本計画に基づくものだと思いますので、この数字はけっこう大事な数字だと思いますので、この説明をしっかりと明記していただきたいと。これは希望です。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。大聖委員がおっしゃったのは、基本方針の中にそれをきちんと明示するということですか。

大聖委員：はい。

梅田座長：事務局よろしいでしょうか。

環境省：はい。ありがとうございます。

梅田座長：その他いかがでしょうか。今おっしゃったように、必ず書いておかなければいけないことが事務局の方で漏れていることもあると思いますので。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは次の議題に移りたいと思います。資料3の検討スケジュールについて、説明をお願いいたします。

## (2) 検討スケジュールについて

環境省：(資料3説明：省略)

梅田座長：ありがとうございます。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。これはスケジュールですので、よろしいですかね。それではこれはお認めいただいたということで。申し訳ありません。時間よりやや早く終わってしまったのですが、本日の議題はすべて終了いたしましたので、ご議論についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。他にご発言はございませんでしょうか。何か全般に渡ってあれば、お受けしたいと思いますけれども。

田中委員：建築の部分で、ZEBというのがみんなわかる前提で書かれていますが、私も全然知らなかった。

環境省：申し訳ありません。単語の説明が不足しておりました。ゼロ・エネルギー・ビルというところで、建物で消費するエネルギーと省エネルギー、太陽光等で発電するエネルギーを合わせることで、建物全体としてのエネルギー消費をゼロとする建物でございます。それをゼロ・エネルギー・ビルということで、ZEBと呼んでいるところでございます。

田中委員：産廃の専門委員会はこれから作るのですか。

環境省：これは環境配慮契約法ではなくて、プラスチック資源循環促進法の方ですすでに検討されて、判断の基準の手引きが公表されているところでございます。

田中委員：42ページにある専門委員会開催検討というのは。

環境省：必要に応じて開催をするということで、点線で書かせていただいておりますけれども、今年度は環境配慮契約法の中で改めて専門委員会までの設置ということは考えていないところでございます。

事務局：事務局案につきまして、先生の方に個別に相談させていただいて、改正資料に反映できるようにしていきたいと思っております。その後、検討会にお示しして、ご審議いただくということで承知しております。

田中委員：設置検討とは書いているけれども、設置をするつもりはない。

事務局：今年はずみません。

環境省：今年度は、建築物と電力の2つの専門委員会を立ち上げているということもございまして、こちらの方を立ち上げるということは今のところ予定していないというところです。

田中委員：ありがとうございました。

梅田座長：ありがとうございます。ではこれは、専門委員会を設置せずに、個別に各委員のご意見をいただいた上で文章を作って、次回か次々回に案を出していただくというかたちで進めるということによろしいですか。

環境省：そうさせていただきますと思います。

梅田座長：他にはございますか。それでは、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

環境省：梅田座長、ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましても、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。それでは以上をもちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上